

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成31年3月22日(金)
開催時間	午後1時30分
開催場所	本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 御喜田 教育長職務代理者 村本 委員 水野 委員 岩井 委員
出席職員	吉川副教育長・尾谷教育総務部長・田中生涯学習担当部長・今岡学校教育部長・万代教育総務部次長・山本学校教育部次長・式教育政策課長・南生涯学習スポーツ課長・谷八尾図書館長・消文化財課長・大木学務給食課長・仁科指導課長・塚本教育センター所長・森人権教育課長・山本教育総務部参事・木下教育総務部参事・新堂こどもみらい部長・伊東青少年課長・松月こども未来部参事

【中山教育長】 それでは、3月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員に村本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

また、本日はこども未来部長に委任している事務に関する議事が予定されておりますので、新堂こども未来部長、伊東青少課長及び松月こども未来部参事兼ねて放課後児童育成室長にも出席いただいております。よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、2月臨時教育委員会会議録の承認について審議いたします。委員の皆様、この件につきまして質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月臨時教育委員会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 続きまして、2月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。委員の皆様、この件につきまして質疑ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、2月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 それでは、教育長及び教育委員の報告に移ります。

(教育長報告)

2月22日(火)	定例教育委員会
2月23日(土)	認定こども園内覧会(南山本せせらぎこども園) 第34回曙川文化センターまつり 認定こども園内覧会(東山本わかばこども園) 久宝寺コミセンまつり
2月24日(日)	八尾小校区防災訓練 八尾小学校区生涯学習セミナー
2月25日(月)	平成30年度第2回八尾市防災会議
2月26日(火)	3月市議会定例会本会議(第1日)
2月27日(水)	3月市議会定例会本会議(第2日) 文教常任委員会
2月28日(木)	3月市議会定例会本会議(第3日)
3月2日(土)	おひさまこども園竣工披露式典 大正コミセンまつり 志紀コミセンまつり 安中青少年会館「ウイズフェスタ」 山本コミセンまつり
3月3日(日)	防火・防災フェア2019 桂人權コミュニティセンターまつり
3月4日(月)	部長会 3月市議会定例会本会議(第4日) 教育委員会表彰式
3月6日(水)	桂中学校区地域教育協議会 総括集会
3月7日(木)	文教常任委員会・予算決算常任委員会文教分科会
3月9日(土)	フェスタ かがやき 展示の部 龍華コミセンまつり 竹淵コミセンまつり 高安コミセンまつり
3月10日(日)	消防記念日式典 第28回こどもフェスティバル
3月11日(月)	予算決算常任委員会総務分科会
3月12日(火)	平成30年度第2回市史編纂委員会
3月13日(水)	人事異動発令式 第2回スポーツ施設運営審議会
3月14日(木)	予算決算常任委員会全体会

3月15日（金）	3月市議会定例会本会議（第5日） 定例教育委員協議会 認定こども園内覧会（志紀おおぞらこども園）
3月17日（日）	八尾菊花ライオンズクラブ チャーターナイト 40周年記念式典
3月18日（月）	第4回社会教育委員会議 校長会
3月20日（水）	第2回生涯学習センター学習プラザ運営審議会
3月22日（金）	3月市議会定例会本会議（第6日）

【中山教育長】 この間、たくさんの行事がありました。教育委員の皆様にも、卒業式や八尾市立認定こども園の内覧会等に参加いただいております。

委員の皆様から、卒業式の出席の件も含みまして、この間の活動報告、感想等々ありましたら、ご報告願えたらと思いますので、よろしく願いいたします。

水野委員、お願いいたします。

【水野委員】 3月15日に高美南小学校の卒業式に、参加してまいりました。外国にルーツ、背景をもつお子さんが、非常に多くてですね、母語で披露されるという方もおられて、今後の日本社会の一つのあり方というか、未来を感じました。とても温かい卒業式で、私もいろんなことに思いをめぐらしました。

また、同じ日に、第2回八尾市総合計画審議会全体会に参加してまいりました。八尾市全体の業務の評価ということで、今後の10年後の社会は、どうなっているかということが、予測不可能という話も出ていました。

今後、どういう指標を業務評価の指標にするかという根本的な問題が、残っていて、そのあたりも考えていかないといけないなと強く思いました。以上です、ありがとうございます。

【中山教育長】 遅い時間からの会議で、本当にいつもありがとうございます。それでは、村本委員、お願いします。

【村本委員】 私は、3月12日に行われました、大正中学校の卒業式に出席してまいりました。大変、厳粛なすばらしい卒業式だと、そのように印象を受けております。

それから3月15日、高美小学校の卒業式に出席いたしました。和やかな雰囲気、これもすばらしいものだったと印象を受けております。

それから、2月23日に認定こども園の南山本せせらぎこども園と東山本わかばこども園、それから3月15日に志紀おおぞらこども園を見学させていただきました。全て、新しく、本当に気持ちがよく、子どもたちのにぎやかな姿も見てみたいなと思いました。以上でございます。

【中山教育長】 どうも、ありがとうございました。
岩井委員、お願いします。

【岩井委員】 私も、2月23日に、南山本せせらぎこども園と東山本わかばこども園、それから3月15日に、志紀おおぞらこども園の3園の認定こども園の施設見学に行かせていただきました。どの園もきれいで設備が整っていきまして、さぞかし子どもたちも喜ぶだろうなと思いました。

それから、2月26日、東京へ文科省の主催の市町村教育委員研究協議会の研修に行かせていただきました。各地から152名の教育委員の参加がありまして、内容といたしましては、前半は初等中等教育の動向と題しまして、大きくわけまして2つの行政説明がありました。

1つは、新学習指導要領の改訂のポイントの説明、もう一つは、学校における働き方改革についてで、一元的に推進する部署として文科省の初等中等教育局の組織再編がなされて、財務課の所管業務として明記されたということ。そして、子どものためであれば、どんな長時間労働もよしとする働き方の中で、教師が疲弊しているのであれば、それは結局、子どものためにはならないことなので、文部科学省、教育委員会、学校とそれぞれが、役割分担をしながら、改革に向けて条件整備を積極的に行っていきたいというお話でした。

後半は、分科会だったんですけれども、私は新教育委員会制度を通じた教育委員会運営の活性化についてという分科会に参加させていただきました。参加者は、教育委員としての経験、経歴、立場も異なり、市の大きさなどそれぞれ直面している課題は、実にさまざまなんですけれども、教育委員会議や総合教育会議などで、どのように考え発言されているのか、交流して大変勉強になりました。

どの教育委員の方も真剣に、それぞれの地域の課題に向き合っていて、ご自分の専門性を生かして、積極的に発言しておられることがわかりまして、私も精進を重ねたいなと思いました。

それから、卒業式ですけれども、3月12日に曙川南中学校、それから3月15日に久宝寺小学校の卒業式に行かせていただきました。どちらも、厳粛な雰囲気の中で、とてもよい卒業式でした。以上です。

【中山教育長】 ありがとうございます。ほかになれば、次に進ませていただいでよろしいでしょうか。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案の審議に入ります前に、本日審議いたします議案のうち、議案第10号、議案第11号及び議案第12号「平成31年度八尾市教育委員会の人事に関する件」につきましては、人事案件であることから、本案件にかかわる審議は非公開といたしたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号につきましては非公開で審議することといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、ほかの議案の審議及び報告等が終了した後に行いたいと思います。

それでは、議案審議に入らせていただきます。

まず、議案第 9 号「八尾市立学校園の管理運営に関する規則の一部改正の件」について審議いたします。提案理由を木下教育総務部参事より説明願います。

【木下教育総務部参事】 それでは、ただいま議案となりました、議案第 9 号「八尾市立学校園の管理運営に関する規則の一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、議決を求めるもので、提案の理由につきましては、平成 29 年 4 月より学校教育法において、学校事務職員に関する職務規程が見直され、「事務に従事する」から、「事務をつかさどる」に一部改正されました。

現行の八尾市立学校園の管理運営に関する規則には、事務職員の職階によっては、「事務に従事する」という文言が残っており、その変更を含めて改正をする必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、八尾市立学校園の管理運営に関する規則の新旧対照表をごらん願います。改正の内容でございますけれども、第 4 条におきまして、第 5 項から第 8 項を新たに第 5 項事務職員として規定しております。

現行の第 4 条の第 6 項から 8 項を削除して、第 4 条の第 9 項、第 10 項をそれぞれ、第 6 項、7 項に繰り上げるというものでございます。

また、一部の文言の変更もしております。規則改正の施行期日でございますけれども、平成 31 年 4 月 1 日からとしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、提案の理由とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

【中山教育長】 この件に関しまして、何か質疑ございませんでしょうか。

【岩井委員】 別に異議はありません。この改正を受けて、事務職員の方々がその専門性を生かして、積極的に職務に当たってくださることを願っております。

【中山教育長】 はい。水野委員、お願いします。

【水野委員】 先ほど、岩井委員が文部科学省での研修の話がされましたけれど、私も前に行ったときに、この事務職員の主体的活動によっての働き方改革ということは、文部科学省もかなり期待をしているという話がありましたので、またそこもお願いしたいと思います。

以上です。

【中山教育長】 ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

ないようですので、本件の採決に移らせていただきます。議案第9号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第9号「八尾市立学校園の管理運営に関する規則の一部改正の件」について、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号「公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決の件」につきましては、教育長名で行った処分に対する審査請求事案となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育長及び委員は自己等の一身上に関する事件等については、その議事に参与することができないため、私は退席させていただきます、退席後は、同法第13条第2項の規定により、御喜田教育長職務代理者に議事の進行をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 それでは、一旦、私は退席させていただきますので、よろしく願い申し上げます

【御喜田教育長職務代理者】 失礼します。では、議事を進めていきたいと思えます。

では、議案第13号「公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決の件」に対する、採決の件について審議いたします。

提案理由を、山本教育総務部参事より説明願います。

【山本教育総務部参事】 それでは、議案第13号「公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決の件」についてご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案の理由でございますが、公文書非公開決定処分に係る審査請求について、八尾市情報公開審査会の答申を尊重して、裁決するため、本案を提出するものでございます。

それでは、裁決書をご参照ください。まず、主文でございますが、実施機関が平成30年4月18日付で請求人に対して行った公文書非公開決定処分を取り消すというものでございます。

次に事案の概要でございますが、請求人は、「八尾市小中一貫教育推進会議にかかわる資料すべて」の公開を請求されたところでございます。八尾市小中一貫教育推進会議は、小中一貫教育推進会議と検討する課題により置かれている4つの専門部会で構成されており、非公開決定処分を行った公文書は、採決書記載のとおりでございます。

次に、実施機関は、公文書①②④を、教育委員会の意思決定がされた日を公開可能期日

とする意思形成過程情報として、公文書③については、関係者への通知がされた日を公開可能期日とする事務事業執行情報として、公文書非公開決定処分を行いました。

その非公開決定に対しまして不服があるということで、請求人から教育長に対し審査請求がございました。

その後、実施機関は、請求文書の公文書①③につきましては6月11日に、公文書②につきましては10月22日に非公開理由がなくなったとして、請求人からの再度の請求に基づいて公開する決定をしたところでございます。

次に、審理関係人の主張の要旨及び採決の理由につきましては、裁決書のとおりでございます。

結論としましては、審査庁におきましても、審査会の答申を尊重し、本件審査請求に係る非公開にした公文書は公開すべきであると判断しております。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【御喜田教育長職務代理者】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【岩井委員】 審査会の答申が出ておりますので、それを尊重していきたいと思っております。

【御喜田教育長職務代理者】 ほかの委員の皆様もよろしいですか。

では、ないようですので、本件の採決に移らせていただきます。議案第13号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【御喜田教育長職務代理者】 ありがとうございます。全委員異議なしと認めます。よって、議案第13号「公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決の件」について、原案どおり可決いたしました。

それでは、事務局は退席している教育長に審議が終了したことをお伝えしてください。

【中山教育長】 ご審議ありがとうございました。

それでは、議案第14号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について審議いたします。提案理由を南生涯学習スポーツ課長より説明願います。

【南生涯学習スポーツ課長】 それでは、ただいま議案となりました、議案第14号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」につきましてご説明させていただきます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、入室児童の増加に伴う児童室の整備等に伴い、児童室の名称、位置及び定員について変更する等につき、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

それでは、お手元の八尾市放課後児童室条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をご参照願います。改正内容につきましては、別表第1第2条関係において、用和地区第4放課後児童室、定員20名。龍華地区第4放課後児童室、定員50名。南山本地区第3放課後児童室、定員40名。高安西地区第3放課後児童室、定員40名の4つの放課後児童室を新たに設けております。この規則につきましては、平成31年4月1日から施行いたしますのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます、何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【中山教育長】 それでは、委員の皆様、質疑よろしくお願ひします。

【水野委員】 利用者が非常に増えているということですね。その背景というか、何か近年の動向について、情報があれば教えてください。

【伊東青少年課長】 お答えさせていただきます。まずは、保育所などもそうですけれども、小学校1年生が入学したときに、放課後児童室を利用したいという申し込みが、新規で増えていく一方であるという現状がございます。まだ50%には達していませんけれども、低学年では、4割近くで、各校区推移してございます。

それと、もう1点は、小学校4年生、5年生、6年生の高学年ですけれども、高学年になると、大抵は放課後児童室を退室していたという状況が、これまではございましたけれども、近年の状況を見ますと、保護者から、そのまま3年生から4年生に上がっても、4年生から5年生に上がっても、放課後児童室に通い続けるという入室申請の希望が、多くなっております。こちらはまだ10%まではいっていませんが、小学校6年生で、それに近い数字になって来てまして、今までよりも退室割合が少なくなっております。この両方の原因があるかと思っております。

【中山教育長】 いかがですか。

【水野委員】 10%というのは、小学校6年生が、全体に占める割合が10%ということですね。わかりました。

【中山教育長】 ほかにございませんか。

【岩井委員】 私も学校現場におりましたので、まだまだこれから放課後児童室に入りたいという子どもは、増えていくと思うのですけれども、その場合、一番問題になるのが、放課後児童室としての部屋が、足りないといった場所の問題だと思うのですけれども、今後に向けて、そのあたりでどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

【伊東青少年課長】 放課後児童室の教室の確保でございますが、基本的には学校の空き教室などをベースに、なるべく早く、放課後児童室の入室希望をこちらで予想をしながら

学校と、基本的な調整をしてまいりたいと考えております。

中には、休園幼稚園が、これから予定されておまして、学校に隣接する校区がございます。例を申しますと、長池とか久宝寺という幼稚園の休園を予定されている、小学校につきましては、庁内調整を現在しておりますけれども、できれば、放課後児童室を、その幼稚園の跡地なんかを使わせていただけないかということ、我々の方では、調整をさせていただいているところでございます。基本的には、学校の教室をうまく確保して、利用をさせていただきたいと考えておるところでございます。

【中山教育長】 いかがでしょうか。

【村本委員】 大変人気があるといいますか、保護者が多いということで、今度教室を増やすということですが、これは、政府も夫婦共働きとか、女性の活躍とかを言っているんで、いいことだと思っています。

ただ、余りにも、子どもが増えてくると、内情を知らない人が、外側から見た場合に、学校が延長されているととられないかということ、学校の教育現場とのすみ分けということにつきまして、どのようにお考えなのか教えていただければと思います。

【伊東青少年課長】 放課後児童室につきましては、従来より、基本的には、児童が学校の授業が終わりまして、家に帰ってきたように対応するという形で、学校の教室を利用して頂いている場合にも、裸足で過ごせるようにとか、寝そべれるように床の方を磨きまして、整備させていただいたりさせてもらっているところでございます。

夏休みなどは、おやつを出すという形で、自宅でくつろいで過ごすような、あるいは、宿題を最低限見られるような、児童が自宅に居るような安全で安心できる居場所として機能していくというのが、基本的な放課後児童室のスタイルでございます。

ですので、学校の教室をそのまま使わせていただくということではなくて、学校の教室から少し離れたところで、指導員からすると、おかえりというような形でまず始まるような放課後児童室でありたいと考えておりますので、そのあたりは指導員の研修も充実させながら、どのように児童をくつろがせながら、多様な体験をさせていくか、学校教育現場とまた違った体験をさせていく場所として、放課後児童室を今後とも、運営していきたいと考えております。

【御喜田教育長職務代理者】 たくさんの子どもたちが、放課後児童室を利用するという事なんですけれど、親のもと、保護者のもとを離れて過ごす時間が多いので、学校であったことを抱えた状態で放課後児童室に行く子どもたちも多くなってくると思うんですね。その辺の心のケアとか、小学校と放課後児童室の連携をより一層強めていかないと、保護者には、子どもの様子というのがわからないということが起こると、子どもたちがかわいそうだなと思いますので、その辺はどうなってますか。

【伊東青少年課長】 放課後児童室の指導員と保護者との間には、連絡帳というのがございまして、お迎えに来る時間とかを含めまして、何か状況に変化があったりとか、子ども

の様子とかに関しては、その連絡帳を通じて、まずは保護者とは、第一義的に連絡をさせていただいているということでございます。

学校のそれぞれの担任の先生とか、何かあればですね、学校の職員室と密に連携をとにかくとるよという、指導研修はこちらの方でも、常々させていただいているところ

です。それから、我々としても、保護者対応を考えて、指導員としてのコミュニケーション能力を向上させるには、どうしたらいいかという研修も組み込ませていただいて、外部講師も招き、指導員の質の向上に、毎年取り組んでおるところでございます。

いろんな問題が、複雑多様化しております、確かにご指摘のように、保護者と学校の先生との間で、連絡調整が非常に密にならないと、放課後児童室の運営もしづらくなっているという現状がございます。

ただ、預かっているだけでよかった時代というのは、もう終わっているかなというのは、随分前から、放課後児童室でも研修を増やしていっておるとい現状でございますので、その取り組みの中から、さらによい方向に向かっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【中山教育長】 よろしいでしょうか。ほかの委員の皆様、いかがですか。

私たちが見据えているのは同じ子どもたちですので、連携をして、子どもたちが成長していってくれるように進めていきたいなと思っておりますので、今後とも市長部局と教育委員会一体となってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。ほかに、質疑ございませんでしょうか。

なければ、この件について採決に移らせていただいてよろしいですか。議案第 14 号につき原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「八尾市放課後児童室条例施行規則の一部改正の件」について、原案どおり可決いたしました。

それでは、次に、議案第 15 号「八尾市文化部活動のあり方に関する方針の決定の件」について審議いたします。提案理由を仁科指導課長より説明願います。

【仁科指導課長】 それでは、ただいま議題となりました議案第 15 号「八尾市文化部活動のあり方に関する方針の決定の件」につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 15 号の規定により、次のとおり委員会の議決を求めるものです。提案理由といたしましては、生徒の健全な成長の確保と教員の負担軽減を図るため、文化部活動の適切かつより効果的なあり方の方針を策定するにつき、本案を提出する次第です。

それでは、議案参考資料、「八尾市文化部活動のあり方に関する方針案」をごらんください。本方針は 5 ページの構成となっており、策定の趣旨、適切な運営のための体制整備、

合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み、学校単位で参加する大会について、適切な休養日等の設定の項目と、参考資料の熱中症予防運動指針によって構成されております。

本方針案の内容としては、国及び大阪府の方針等にのっとり、合わせて本市において既に決定いただいております、「八尾市運動部活動のあり方に関する方針」に準じたものとなっております。

参考資料2、「八尾市運動部活動のあり方に関する方針」と「八尾市文化部活動のあり方に関する方針案」の対比表を用意させていただいております。

文化部活動に係る文言の整理をさせていただきました項目については、網掛けのないようとなっておりますが、3の学校単位で参加する大会については、運動部における公式戦の上限数に準じ、校長は、生徒の教育上の意義を考慮した上で、大会等への参加が生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、年間9回を上限とし、参加する大会等を決定するといたしております。

提案理由の説明については、以上となりますが、本方針については、教育委員会に議決後、学校通知を予定するものでございます。

以上、甚だ簡単雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【中山教育長】 前回、運動部についての方針がでた後、今回は、文化部活動についてということで、委員の皆様のお忌憚のないご意見をいただけたらと思いますので、質疑よろしくをお願いいたします。

【水野委員】 先週の金曜日、総合計画の全体会に行って、例えば、まちづくりが必要だみたいな話がたくさん出てくるんですよ。まちづくりは必要です、何かイベントをやります。そうしたら、地元の中学校の吹奏楽部に演奏をみたいな話が、自然と出てくるわけですよね。

そうすると、地域づくりみたいな話になって、そこで、結局、活動の負担が大きくなって行って、自主練習何だといった話が出てきます。

運動部のときも言ったんですけれども、自分で振り返ったり、考えたり、ぼんやりすることも含めて、そういう時間を子どもに確保させるということ、保護者も含めて説明をしていくということをしていかないと。保護者世代、我々もそうですけれども、何か部活をしていたほうがいいみたいな世代ですよ。

そうじゃないんだと、図書館に行ったり、文化活動をするということが、すごく大事なことです。それは学校側がマネジメントをするのではなくて、中学生一人一人が、自発的な行動によってするんですと、もちろんリスクはありますが、これが新しい学びなんですということを、いろんなところで言っていないと、新しい学力観とか学習指導要領なんか、そういうふうにはでき上がって行ってますよね。基本的には何ができるか、どう考えられるか、問題解決的思考、これは、自分から切り開くということが、すごく大事なことで、そのあたりをいい機会ですので、前向きに捉えて説明していただくと、とてもありがたいと思いますし、保護者には、通じるのではないかと、一定程度理解いただけるのではないかと

思います。

以上です。

【中山教育長】 どうですか、事務局。

【仁科指導課長】 今回、運動部活動及び文化部活動の方針を出させていただきました。その背景については、今、水野委員がおっしゃっていただいたとおりにかと思えます。

今後、保護者、地域も含め、教育委員会としては、しっかりと説明をさせていただく必要があると思っておりますし、この方針が、方針を出しただけで終わらないように、教員の八尾市の運動部活動、文化部活動のあり方の抜本的な意識改革が必要だと考えておりますので、それに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【中山教育長】 ほかの委員の皆様はどうですか。

【岩井委員】 事務局から言っていたので、部活動改革は、これが形として一歩進んだと思うのですけれども、意識改革はまだこれからだと思いますので、粘り強い取り組みを続けていただきたいなと思います。

【中山教育長】 いかがでしょうか。先ほどのお話にもあったけれども、事務局がしっかりと皆様にわかっていただく形の啓発の仕方を、考えていかなければならないと思えます。それと、確認なんですけれども、私たち教育委員会としては、運動部と文化部活動を分けて、方針を出しているのですけれども、学校現場は、どうなるか説明いただけたらと思うので、お願いします。

【仁科指導課長】 学校現場においては、運動部とこの文化部の方針に、それぞれの違った形で、学校でも方針を立てていただくという形になります。

既に、八尾市の教育委員会として、学校には、それぞれを一本化した形のひな形をお示しさせていただいておりますので、保護者には、一本化した形の方針が示されるものと考えております。

【中山教育長】 ということで、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。質疑よろしいですか。

それでは、質疑ございませんので、本件の採決に移らせていただきます。この議案第15号につきまして原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第15号「八尾市文化部活動のあり方に関する方針の決定の件」について、原案どおり可決いたしました。

{報告事項}

【中山教育長】 それでは、続きまして報告事項に移らせていただきます。何か事務局からありませんか。よろしいですか。

委員の皆様、何かございませんか。よろしいですか。

ないようですので、この後、議案第 10 号、議案第 11 号及び議案第 12 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議を行います。なお、本案件は冒頭にお諮りしたとおり、非公開で行います。

では、議事の都合により、暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(以下、非公開審議)

【中山教育長】 それでは、議事を再開いたします。

議案第 10 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を山本教育総務部参事より説明願います。

【山本教育総務部参事】 それでは、議案第 10 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 4 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成 31 年 4 月 1 日付八尾市教育委員会事務局行政職の人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【中山教育長】 行政職の新規採用や人事交流等も含め、行政職の新たな配置はかなり厳しいと伺っておりますが、いかがですか。

【山本教育総務部参事】 様々な教育課題がある中ではありますが、教育委員会事務局内の行政職の配置は、さらに厳しい状況となっております。本市全体でも、行政職新規採用者の辞退者や普通退職者が見込みを上回っており、欠員がでている状況でございます。行政職の配置については、これまで同様、教育職の配置を踏まえるとともに、適材適所の配置に努めてまいります。

【村本委員】 本議案は、課長級以上の議決ということですが、課長補佐以下の職員配置についても、諸課題を踏まえ、適切な配置と職員の人材育成に努めていただくようお願いいたします。

【山本教育総務部参事】課長補佐以下の職員配置についても適材適所の配置に努めるとともに、OJTや職員研修等において、人材育成に努め、組織力の向上を図ってまいります。

【中山教育長】ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただいでよろしいですか。議案第10号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】それでは、次に、議案第11号「平成31年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を木下教育総務部参事より説明願います。

【木下教育総務部参事】 それでは、議案第11号「平成31年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成31年度八尾市教育委員会事務局人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【水野委員】配置について、どのようなことを配慮したのですか。

【木下教育総務部参事】勤務歴や個々の特長を生かした配置をしております。

【岩井委員】これまでの配置と比べると、多くの職員が異動しているように思いますが、どのような意図からですか。

【木下教育総務部参事】管理職の退職が例年より多く、管理職配置のバランスを考慮した結果、多くの職員が異動することになりました。しかし、次年度から始まる小中一貫教育推進に向けて、中学校区ごとに取組みを進めていることもあり、新たな管理職員も含めた連携はできると考えております。

【中山教育長】ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただいでよろしいですか。議案第11号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 11 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について原案どおり可決しました。

【中山教育長】 それでは、次に議案第 12 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について審議いたします。提案理由を木下教育総務部参事より説明願います。

【木下教育総務部参事】 それでは、議案第 12 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」についてご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 4 号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、平成 31 年度八尾市立幼稚園長人事について、配置換え等を行う必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、別添の資料をご覧ください。

(以下、資料に基づき説明)

【御喜田教育長職務代理者】 認定こども園移行に伴い、3 園になるのですね。

【木下教育総務部参事】 はい、3 2 年度まで幼稚園として存続する園が 3 園となります。いずれの園についても、子どもたちや保護者が安心して園生活を送っていただけるような体制整備を考えて人事配置を行いました。

【御喜田教育長職務代理者】 兼務園長の配置となるようですが、園運営に支障はありますか。

【木下教育総務部参事】 今年度、副園長として勤務している者を配置する予定です。これまでの経験を活かした園運営が見込めるとともに、幼小連携も推進されると考えております。

【中山教育長】 幼児教育の充実、認定こども園への移行を念頭に置いた人事配置となっております。ほかに質疑はございませんか。ないようでしたら、採決に移らせていただいております。議案第 12 号につき、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第 12 号「平成 31 年度八尾市教育委員会の人事に関する件」について原案どおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。それでは、3 月定例教育委員会を終了します。